

# 農業経営基盤強化の 促進に関する基本構想

平成29年2月

士幌町

## 目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	士幌町農業の概況	1
2	士幌町農業の現状と課題	1
3	農業経営基盤の強化の促進に関する取組	2
4	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	4
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	9
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	10
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	11
1	利用権設定等促進事業に関する事項	11
2	農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	17
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	17
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	21
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	22
6	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	22
7	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	23
第6	農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項	24
1	農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	24
2	農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準	24
3	その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	25
第7	農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	29
第8	その他	29

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

### 1 士幌町農業の概況

士幌町は、十勝平野の中心より北に位置し、東西25.6km、南北17.1km、総面積259.13km<sup>2</sup>を有し、1級河川音更川両岸に広がる平坦な台地を中心とした土地と、居辺川を挟んだ数段の丘陵からなる土地に大別され、気候は大陸性のため夏冬及び昼夜の寒暖の差が大きく、数年に一度の冷災害に見舞われているが品種改良、栽培方法の改良・改善並びに耐冷作物への転換が進み被災状況も縮小してきている。

戦後開拓行政の推進や町、農業委員会、農業協同組合の協力体制により離農跡地、開発可能地の先行取得を行い、農地等交換分合事業、農地保有合理化促進事業、農地適正化幹旋事業等により適正配分を実施したため、私有地における開発可能地の大半は農用地となっている。土地の利用状況は全体の約6割が農用地で農用地面積の比率は高く、各営農類型ごと大型化・機械化された専門経営が主体をなしているが、土壌は大半が湿性火山灰土で覆われているため、耕土改良、排水整備が不可欠であり土地改良事業を実施している。

### 2 士幌町農業の現状と課題

本町の農業は、寒冷地畑作に適した根菜類、小麦の作付けと畜産（酪農・肉牛）の伸長により、十勝地方の農業先進地として発展してきたところである。

農家1戸当たりの経営耕地面積は、平成27年には44haと全道の25.8haに比べ1.7倍の規模となっているほか、1戸当たりの乳用牛飼養頭数は全道の2.0倍、肉用牛飼養頭数は6.4倍となっており、また、販売農家のうち専業農家及び第1種兼業農家を合わせた主業的農家の占める割合が99%となっており、大区画ほ場が多く専門的な農業経営を中心とした大規模機械化農業に最適な地域である。

しかしながら、農家戸数は年々減少しており、平成27年では361戸と5年前と比べ33戸（8.3%）減少しているほか、農業就業人口における高齢者の占める割合についても、65歳以上の割合が20%となり、新規就農者数は近年10人前後で推移しているが、農業労働力が減少する中で、立地条件や土壌条件が悪い農地等を中心に、今後遊休農地の発生が懸念される。

また、土地基盤整備については、生産性の向上と経営基盤の強化を図るため、国営事業として、かんがい排水事業で排水路など、農業に欠かすことのできない農業排水事業を推進し、関連事業として道営担い手育成畑地帯総合整備事業による暗きよ、石れき除去等、町単独の小規模土地改良事業を行ってきているが、依然として排水不良による生産性低下や石れきによる作業効率低下が発生している。

一方、本町農業をとりまく情勢は、経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）交渉、環太平洋経済連携協定（TPP）交渉など農業の国際化の急速な進展や農業生産活動のあり方として食の安全・安心の確保、環境保全に配慮した取組への転換が急務となっていることなど、農業経営をめぐる環境が大きく変化している。

さらに、27年3月には、新たな「食料・農業・農村基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、農業の構造改革を進めるとともに、農業や食品産業の成

長産業化を進める産業政策と農業・農村の多面的機能の発揮を進める地域政策を両輪として農業・農村政策を展開することが示された。同年8月には、農業委員会法、農地法の一部改正案が国会で可決され、農地の利用の集積・集約化を加速する観点から、農業委員会や農地を所有できる法人の見直しが実施されることとなった。

これら課題に対応するため、基本計画の基本理念に即し、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するとともに、国際化時代に対応し、産地間競争に打ち勝つための経営体質強化を図るため、本町農業関係機関で構成されている「土幌町農業振興対策本部」の活動を充実させ、同部員にて運営されている「土幌町農業試験センター」、「土幌町畜産総合施設」の充実による各種試験・調査・研究に基づく肥培・飼養管理技術を確立し、生産者への速やかな指導・普及の推進を図り、全農家に網羅されている情報システムの一層の活用により、生産コストの低減、農畜産物の安定生産、品質向上、市場流通の適正化に努める。

### 3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組

農業経営の着実な発展のためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するとともに、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることから、効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積と経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることとする。

具体的な経営の目標は、農業が職業として選択し得る魅力あるものとすることを前提に、他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たりおおむね420万円）、年間労働時間（主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間程度）の水準を実現し得る効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努め、この目標を達成するため、次のとおり取り組むこととする。

土幌町農業再生協議会が中心となって、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等関係機関との連携の下で濃密な指導を行うための体制をより強化し、営農診断・営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の方向性について選択判断を行うこと等により、各自の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図れるよう誘導するとともに、農業経営改善計画認定後のフォローアップ活動、認定期間満了者の再認定並びに認定志向農業者への農業経営改善計画の作成支援等の取組を強化する。

農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進めるとともに、生産性の向上を図るため、農業委員会の実施する交換分合事業や農地中間管理事業の活用によるほ場の集団化及び大区画化を図り、担い手への農用地の利用集積を推進する。

生産性の向上と経営基盤の強化を図るため、国営・道営土地改良事業や町単独の小規模土地改良事業を推進するとともに、農用地の排水整備については、関係流域町と連携を図りながら進める。

労働力不足、経営コストの低減など地域の課題に対応するため、多様な経営体の育成と効率的かつ安定的な農業経営を補完し得る酪農ヘルパーやコントラクターなどの経営支援組織の活用、TMRセンターの検討や組織化への支援など、地域農業のシステム化を促進することにより、ゆとりある農業経営の確立を目指すとともに、近年、環境保全に対する関心が高まる中で、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の理念を踏まえて、家畜排せつ物の適切な処理と貴重な有機性資源としての有効利用による健康な土づくりとクリーン農業を促進する。

担い手の不足が将来懸念されるため、生きがいのある職業としての農業を選択し得る経営・生活環境を整備するとともに、農村花嫁対策として農業担い手支援協議会を組織し活動しているが、農業者の意識改革とともに受け入れるための条件・環境整備を推進する。新規就農者の確保には魅力ある労働環境が重要であり、労働時間に見合った一定水準の所得保障や休日の取得、作業の安全性の確保等と、今後の農業後継者には親子それぞれの世帯が安定的に生活できる所得の確保促進等、農外からの新規参入希望者に対する円滑な就農等、それぞれのニーズに応じた体制整備とともに、制度資金の円滑な融通や将来の地域農業を担う創造力豊かな人材の育成を推進する。

農畜産物の価格が低迷している中で農業所得の確保や経営の安定化を図るには、経営規模拡大だけではなく、農産加工や直接販売、観光などの経営多角化等の6次産業化の取組や、有機・無農薬等の差別化による販売強化など経営戦略の転換が求められている。

しかし、高齢化や離農の進行により地域や家族内においても労働力が不足し、思い切った経営展開は望めないため、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を実現する有効な手法として、農業経営の法人化を推進し、国際化時代に対応できる経営の体質強化を早急に進める。

このため、今後10年間で法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする国の目標や、平成37年度における農業法人数を約1.7倍の5,200経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ、士幌町の平成37年度における農業法人数の目標数を45経営体（平成28年3月末：35経営体）とし、農業経営の法人化を推進する。

女性農業者は、地域農業の重要な担い手であるとともに、加工や直売、景観整備などを通じて、農村の活性化に大きく貢献している実態を踏まえ、家族経営協定の締結、農業経営改善計画の共同申請の推進、農村女性グループのネットワーク化による情報交流の推進を図るなど、女性農業者の経営参画並びに地域活動を支援する。

また、農村において高齢者が安心して暮らし、生産活動や地域活動に積極的に携わることができるような環境整備が進む中で、高齢者対策も地域福祉や地域の活性化の上で重要

なことから、高齢者が受け入れ易い野菜等の施設栽培手法や軽作業化への条件整備を図り、労働年齢の延長化と労働力不足への対応等を推進する。

#### 4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

##### (1) 新規就農の現状

土幌町の平成26年度の新規就農者は9人であり、過去5年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物である馬鈴しょや小麦等の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

##### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、土幌町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。具体的には、年間7人の確保を目標とする。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標として、土幌町その他産業従事者や農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり1,800~2,000時間程度)の水準の達成と、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人当たりの年間農業所得250万円程度)を目標とする。

##### (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた土幌町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業改良普及センターや農業協同組合が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示した目標を達成し得る効率的かつ安定的な農業経営の指標としては、例示すると次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 畑作 野菜 複合	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小麦 8.0ha</li> <li>・食用馬鈴しょ 4.5</li> <li>・加工用馬鈴しょ 3.0</li> <li>・てん菜 6.0</li> <li>・豆類 3.0</li> <li>・スイートコーン 3.0</li> <li>・キャベツ 0.5</li> <li>・にんじん 2.0</li> <li>計 30.0ha</li> </ul>	<p>&lt;機械施設装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター 3台 (50~80ps)</li> <li>・総合は種機 1台</li> <li>・ビーンハーベスタ 1台</li> <li>・ポテトハーベスタ 1台</li> <li>・カルチベーター 1台</li> <li>・ポテトプランター 1台</li> <li>・育苗ハウス 150㎡</li> <li>他</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畑作4品とスイートコーン、野菜を取り入れた輪作体系の確立</li> <li>・堆肥の計画的施用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・作目別原価の把握、コスト分析</li> <li>・市場動向に的確に対応した計画的生産・販売</li> <li>・作目間の労働調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高性能機械の導入、農作業の共同化による作業時間の短縮</li> <li>・作業機械の効率的利用による作業時間の短縮</li> <li>・家族経営協定の締結に基づく休日制・給料制の導入</li> </ul> <p>&lt;家族労働力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者 1人</li> <li>・補助従事者 1人</li> </ul>
2 畑作 専業	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小麦 9.0ha</li> <li>・食用馬鈴しょ 3.0</li> <li>・加工用馬鈴しょ 5.0</li> <li>・てん菜 9.0</li> <li>・豆類 6.0</li> <li>・スイートコーン 3.0</li> <li>計 35.0ha</li> </ul>	<p>&lt;機械施設装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター 3台 (50~80ps)</li> <li>・総合は種機 1台</li> <li>・ビーンハーベスタ 1台</li> <li>・ポテトハーベスタ 1台</li> <li>・ビートハーベスタ 1台</li> <li>・ポテトプランター 1台</li> <li>・育苗ハウス 300㎡</li> <li>他</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畑作4品とスイートコーンを取り入れた輪作体系の確立</li> <li>・堆肥の計画的施用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・作目別原価の把握、コスト分析</li> <li>・市場動向に的確に対応した計画的生産・販売</li> <li>・作目間の労働調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高性能機械の導入、農作業の共同化による作業時間の短縮</li> <li>・作業機械の効率的利用による作業時間の短縮</li> <li>・家族経営協定の締結に基づく休日制・給料制の導入</li> </ul> <p>&lt;家族労働力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者 1人</li> <li>・補助従事者 1人</li> </ul>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
3 酪農専業Ⅰ ・フリーストール	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牧草 30.0ha</li> <li>・デントコーン 25.0</li> <li>計 55.0ha</li> </ul> <p>&lt;飼養頭数&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経産牛 120頭</li> <li>・育成牛 90</li> <li>計 210頭</li> </ul>	<p>&lt;機械施設装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター 3台 (60~90ps)</li> <li>・レーキ 1台</li> <li>・デスクモアー 1台</li> <li>・ブロードキャスター 1台</li> <li>・マニアスプレッター 1台</li> <li>・コーンハーベスター 共同</li> <li>・フリーストール牛舎</li> <li>・パーラー舎</li> <li>・乾草舎</li> <li>・バンカーサイロ</li> <li>・堆肥舎</li> </ul> <p>他</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育成牛の農協直営牧場への預託</li> <li>・畑作農家との交換耕作、麦稈と堆肥との交換システムの確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・乳牛検定データの活用</li> <li>・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析</li> <li>・資金繰り表等による資金管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族労働の作業別分担制</li> <li>・酪農ヘルパー制度活用による休日等の確保</li> <li>・高性能機械の導入、共同作業体制の確立</li> <li>・家族経営協定の締結に基づく休日制・給料制の導入</li> </ul> <p>&lt;家族労働力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者 1人</li> <li>・補助従事者 2人</li> </ul>
4 酪農専業Ⅱ ・スタンション	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牧草 17.0ha</li> <li>・デントコーン 13.0</li> <li>計 30.0ha</li> </ul> <p>&lt;飼養頭数&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経産牛 50頭</li> <li>・育成牛 40</li> <li>計 90頭</li> </ul>	<p>&lt;機械施設装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター 3台 (60~90ps)</li> <li>・レーキ 1台</li> <li>・デスクモアー 1台</li> <li>・ブロードキャスター 1台</li> <li>・マニアスプレッター 1台</li> <li>・コーンハーベスター 共同</li> <li>・畜舎</li> <li>・搾乳舎</li> <li>・乾草舎</li> <li>・バンカーサイロ</li> <li>・堆肥舎</li> </ul> <p>他</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牛舎のフリーストール方式への移行</li> <li>・育成牛の農協直営牧場への預託</li> <li>・畑作農家との交換耕作、麦稈と堆肥との交換システムの確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・乳牛検定データの活用</li> <li>・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析</li> <li>・資金繰り表等による資金管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族労働の作業別分担制</li> <li>・酪農ヘルパー制度活用による休日等の確保</li> <li>・高性能機械の導入、共同作業体制の確立</li> <li>・家族経営協定の締結に基づく休日制・給料制の導入</li> </ul> <p>&lt;家族労働力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者 1人</li> <li>・補助従事者 1人</li> </ul>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
5 肉牛専業Ⅰ・肥育	<飼養頭数> ・肉用牛 1000頭	<機械施設装備> ・トラクター 1台 (70ps) ・ショベルローダー 1台 ・ロールカッター 1台 ・ミキサーフィーダー 1台 ・畜舎 ・堆肥舎 ・敷料庫 ・調整庫 他 <その他> ・堆肥の近隣畑作農家への販売	・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施 ・多頭化に対応した省力的飼養管理技術と肥育技術の高度化 ・飼料費の経常的把握と飼料設計 ・資金繰り表等による資金管理	・家族労働の作業別分担制 ・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・家族経営協定の締結に基づく休日制・給料制の導入 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
6 肉牛専業Ⅱ・育成	<飼養頭数> ・ほ乳牛 100頭 ・ほ育牛 300 ・育成牛 300 計 700頭	<機械施設装備> ・トラクター 1台 (70ps) ・ショベルローダー 1台 ・ロールカッター 1台 ・ミキサーフィーダー 1台 ・畜舎 ・堆肥舎 ・敷料庫 ・調整庫 他 <その他> ・堆肥の近隣畑作農家への販売	・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施 ・多頭化に対応した省力的飼養管理技術と育成技術の高度化 ・飼料費の経常的把握と飼料設計 ・資金繰り表等による資金管理	・家族労働の作業別分担制 ・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・家族経営協定の締結に基づく休日制・給料制の導入 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

[組織経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 畑作 専業	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小麦 36.0ha</li> <li>・馬鈴しょ 24.0</li> <li>・てん菜 24.0</li> <li>・豆類 24.0</li> <li>・スイートコーン 12.0</li> <li>・デントコーン 5.0</li> <li>計 125.0ha</li> </ul> <p>&lt;構成員戸数&gt;</p> <p>4戸</p>	<p>&lt;機械施設装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター 3台 (50~100ps)</li> <li>・ポテトハーベスター 2台</li> <li>・ビート移植機 1台</li> <li>・マニアスプレッター 1台</li> <li>・ビートハーベスター 1台</li> <li>・汎用コンバイン 1台</li> <li>・ストローチョッパー 1台</li> <li>・農舎 他</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デントコーンは酪農家と契約栽培</li> <li>・堆肥の計画的施用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理</li> <li>・自己資本の充実</li> <li>・資産台帳の整備と簿記の管理による財務分析</li> <li>・労務管理（人事、教育等）の充実</li> <li>・作目別原価の把握、コスト分析</li> <li>・市場動向に的確に対応した計画的生産・販売</li> <li>・作目間の労働調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業機械の担当専門制による技術の高度化</li> <li>・定期的な休日が確保できる労務体制の確立</li> <li>・社会保険の加入</li> </ul> <p>&lt;労働力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者 4人</li> <li>・補助従事者 4人</li> </ul>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
2 酪農 専業	<作付面積等> ・牧草 70.0ha ・デントコーン 90.0ha 計 160.0ha  <飼養頭数> ・経産牛 350頭 ・育成牛 150 計 500頭  <構成員戸数> 4戸	<機械施設装備> ・トラクター 4台 (60~100ps) ・フォーレージ 1台 ハーベスター ・タイヤショベル 1台 (60ps) ・タンブトラック 2台 ・モータコン 1台 ディショナー ・テッター、レーキ 2台 2棟 ・車庫 2棟 ・畜舎 ・バンカーサイロ ・堆肥舎  他 <その他> ・牛舎のフリーストール方式の導入 ・育成牛の農協直営牧場への預託 ・畑作農家との交換耕作、麦稈と堆肥との交換システムの確立	・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理  ・自己資本の充実  ・資産台帳の整備と簿記の管理による財務分析  ・労務管理（人事、教育等）の充実  ・乳牛検定データの活用  ・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析  ・資金繰り表等による資金管理	・農業機械の担当専門制による技術の高度化  ・酪農ヘルパー制度による休日制等の確保  ・社会保険の加入  <労働力> ・主たる従事者 4人 ・補助従事者 4人

注) なお、この指標は、あくまで主要な営農類型について例示したものであり、経営改善計画の認定に当たっては、この指標以外の類型についても、本構想の趣旨を達成できるものであれば、その対象とするものである。

### 第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示した青年等が目標を達成し得る効率的かつ安定的な農業経営の指標として、第2で定める指標に準じる。ただし第1の4で、青年等の農業所得に関する目標を3で定める目標の6割程度としていることから、状況に応じて緩和する。

#### 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用（農作業受委託を含む。）の集積に関する目標を次のとおりとするとともに、農業経営のさらなる効率化・安定化を図るため、効率的かつ安定的な経営体における農用地の集約化を促進する。

効率的かつ安定的な農業経営が本町の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
95%	

本町においては、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲ある担い手への農用地の円滑な利用集積を促進するため、農業委員会の実施する農地等交換分合事業や土幌町農業協同組合が当町を区域として行う農地利用集積円滑化事業等の推進により、円滑な農地流動化、優良農地の維持・確保、遊休農地発生の未然防止に努めてきており、26年3月末現在で、農用地面積の約9割がこれら経営に利用集積されている。

一方、高齢化による離農や経営農地の分散化等の急速な進行が懸念され、農地の受け手の確保、遊休農地の発生防止、適正な輪作の維持が当面の重要な課題となっている。

今後、地域農業の振興を図る上で重要な自然的経済的条件や営農条件の変化を見極めつつ、農用地の農業上の利用の増進を図るため、引き続き、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、その他の関係団体との連携の下に、担い手の育成・確保に関する取組の推進と併せて、地域における農用地の利用調整活動をはじめ、農地利用集積円滑化事業など各種農地流動化対策を積極的に推進し、農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に努めるものとする。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

士幌町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、士幌町農業の地域特性を十分踏まえて、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
  - ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
  - ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
  - ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
  - ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業
  - ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
- これらの各事業については、以下各個別事業ごとに述べる。

### 1 利用権設定等促進事業に関する事項

#### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あつ

せん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。

ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農地所有適格法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)(以下、「政令」という。))第3条で定める者は除く。)は次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)

のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が、利用権設定等促進事業の実施

により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

## (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

## (3) 開発を伴う場合の措置

- ① 士幌町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 士幌町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

## (4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 士幌町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 士幌町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに

当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

#### （５）要請及び申出

- ① 士幌町農業委員会は、認定農業者又は認定新規就農者（以下「認定農業者等」という。）で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、士幌町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 士幌町の全部又は一部をその事業実施地域とする農地利用集積円滑化団体は、その地域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、（４）の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

#### （６）農用地利用集積計画の作成

- ① 士幌町は、（５）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 士幌町は、（５）の②及び③の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体又は農業協同組合からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、士幌町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 士幌町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウの事項について、土幌町はこれらを実行する能力があるかを確認した上で定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。）その支払い（持分又は株式の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が（1）の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項  
ア その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件  
イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）（以下、「農林水産省令」という。）で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨  
ウ 撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項（（オ）については必要に応じて定める）
  - （ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
  - （イ）原状回復の費用の負担者
  - （ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
  - （エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
  - （オ）その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

土幌町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永

小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

#### (9) 公告

士幌町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を町の掲示場への掲示により公告する。

#### (10) 公告の効果

士幌町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

#### (11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

#### (12) 紛争の処理

士幌町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定が行われた後に、借賃又は対価の支払い等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

#### (13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 士幌町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員がい

ずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

- ② 士幌町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

- ③ 士幌町は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を町の掲示場への掲示により公告する。

- ④ 士幌町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

- ⑤ 農業委員会は②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業又は農地中間管理事業、あるいは、農地中間管理機構の特例事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

## 2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

- (1) 士幌町は、町の全部又は一部を区域として実施される、権利調整の委任代理・再配分機能を活かして効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の集約化を促進する農地利用集積円滑化事業の実施主体（以下、「農地利用集積円滑化団体」という。）との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって当該事業の実施の促進を図る。

- (2) 町、農業委員会、農業協同組合は、農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

## 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

- (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

士幌町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために

行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

## (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあつては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

## (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

## (4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

## (5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を士幌町に提出して、農用地利用規程について士幌町の認定を受けることができる。

② 士幌町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、農林水産省令第24条1項に基づき意見を聴いた後、法第23条第1項の認定をする。

- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
  - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
  - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
  - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 土幌町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の掲示場への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
  - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
  - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 土幌町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
  - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作

業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### （7）農用地利用規程の変更等

- ① （5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、（5）の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、士幌町の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令第21条の3で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

- ② 認定団体は、①のただし書きの場合（同項ただし書きの農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を士幌町に届け出るものとする。
- ③ 士幌町は、認定団体が（5）の①の認定に係る農用地利用規程（①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第7条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- ④ （5）の②及び（6）の③の規定は①の規定による変更の認定について、（5）の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

#### （8）農用地利用改善団体の勸奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(9) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 士幌町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 士幌町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構(北海道農業公社)等の指導、助言を求めてきたときは、士幌町農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

**4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項**

(1) 農作業の受委託の促進

士幌町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんや農地利用集積円滑化団体との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

## 5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

士幌町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制の導入、ヘルパー制度・コントラクターの活用や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

## 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の4(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、地域担い手センターである町及びその他の関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

### (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

#### ① 受入環境の整備

公益財団法人北海道農業公社や農業改良普及センター、農業協同組合などと連携しながら、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修や空き家に関する情報等）の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

#### ② 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

#### ① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

士幌町が主体となって北海道立農業大学校や農業改良普及センター、農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

③ 経営力の向上に向けた支援

①に掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、農業協同組合、士幌町認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

## 7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

士幌町は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 士幌町は、各種農業農村整備事業の導入による農業基盤整備を通じた土地条件整備を図る。

イ 士幌町は、強い農業づくり事業等の活用により、農村工業の拡充、生産基盤の整備等を行い、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 士幌町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することになるよう配慮するものとする。

(2) 推進体制等

①事業推進体制等

士幌町は、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立し、それぞれの機能に応じた役割分担により責任ある取組を目指す。

## ②農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、士幌町農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、士幌町は、このような協力の推進に配慮する。

## 第6 農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項

### 1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

士幌町においては、これまで離農者から担い手への農地の集積が図られ、農業生産力が維持されてきたところであるが、経営農地が分散していることにより作業負担が増大し、担い手のさらなる大規模化が阻害されている傾向にある。また、今後10年で高齢化による離農が急速に進行し、農地が大量に供給されることが予測されているところである。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効活用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を集約化し、農作業の効率化を図ることによって、経営規模の拡大や経営の多角化をより一層促進し、さらなる経営改善を目指していくことが何よりも重要な課題となっている。

農地利用集積円滑化事業は、こうした課題を適確に解決しうる者、具体的には、①従来より担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積を促進する取組を行っている、②地域農業とりわけ担い手に関する情報や農地の需給情報に精通している、③農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れる、等の条件を満たす者が実施するものとする。

### 2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

- (1) 士幌町における農地利用集積円滑化事業は、士幌町全域を対象として行うことを基本とする。
- (2) 士幌町を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字

単位とするなど、担い手への農用地の集約化が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。

- (3) 複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を実施する場合には、特定の農地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行う等により事業実施地域が偏ることがないように、士幌町が事業実施地域の調整を行うこととする。

### 3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

#### (1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

- ① 事業実施の基本方針に関すること
- ② 事業実施地域に関すること
- ③ 事業対象農用地に関すること
- ④ 事業実施にあたっての調整等に関すること
- ⑤ 事業実施計画に関すること
- ⑥ 農地所有者代理事業に関すること
- ⑦ 農地売買等事業に関すること
- ⑧ 研修等事業に関すること
- ⑨ その他の事業に関すること

#### (2) 公益財団法人北海道農業公社との連携の考え方

農地利用集積円滑化団体は、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業を行う公益財団法人北海道農業公社との役割分担を明確にし、連携して、農地利用集積円滑化事業を実施する。

#### (3) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

- ① 法第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く。）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令第12条の10に基づき、士幌町に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、士幌町から承認を受けるものとする。
- ② 士幌町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。
  - ア 基本構想に適合するものであること。
  - イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。

ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。

(イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。

(ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。

(エ) (ア) から (ウ) に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(オ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との適切な連携が図られると認められるものであること。

(カ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、農林水産省令第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。

(キ) 農林水産省令第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

③ 士幌町は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。

④ 士幌町は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を町の掲示場への掲示により公告する。

⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。

⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。

#### (4) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

① 士幌町は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に

関し必要な報告をさせるものとする。

② 土幌町は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

③ 土幌町は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の①の規定による承認を取り消すことができる。

ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人）でなくなったとき。

イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。

④ 土幌町は、③の規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を町の掲示場への掲示により公告する。

(5) 土幌町が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により円滑化事業規定を定めるものとする。

① 土幌町は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。

② 土幌町が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、土幌町長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告するものとする。

③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。

④ 土幌町は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。

⑤ 土幌町は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を町の掲示場への掲示により公告する。

⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(6) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用するこ

とのできる者を優先する。

(7) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

- ① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な集約化を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできない。
- ② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱参考様式5に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。
- ③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。
  - ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。
  - イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。
  - ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。
- ④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な理由がなければ委任契約の締結を拒んではならない。
- ⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(8) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

- ① 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。
- ② 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農業委員会が提供している実勢の借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。

(9) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

- ① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の实地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。
- ② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じおおむね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。
- ③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業改良普及センター、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるように努めるものとする。

(10) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

## 第7 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- 1 士幌町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- 2 士幌町、士幌町農業委員会、士幌町農協は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

## 第8 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附 則

1. この基本構想は、平成6年11月1日から施行する。

### 附 則

1. この基本構想は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成18年8月30日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成22年4月27日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成24年10月3日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成26年9月25日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成29年2月27日から施行する。

## 別紙1（第5の1（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）
  - 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項
  - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
  - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
  - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第6号、第8号若しくは第9号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
  - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2（第5の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1. 存続期間は1年、3年、5年及び10年とする。ただし、利用権を設定する農用地において、1年、3年、5年及び10年とすることが相当でないと認められる場合その他特別の事情があると認められる場合には、異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の途中において解約しようとする場合には、相手方の同意を要する旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関窓口に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもの定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払い等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議がととのわないときは、当事者の双方の申し出に基づき、土幌町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定または移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の決算方法	④ 有益費の償還
<p>Iの①に同じ。</p>	<p>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p>	<p>Iの③に同じ。</p>	<p>Iの④に同じ。</p>

	<p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>		
--	--	--	--

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 損益の算定基準	③ 損益の決算方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ	<p>1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営の受託に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃借人」とあるのは「委託者（損失がある場合には受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常を取り引き（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の窓口へ振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転する。ただし、農用地利用集積計画に定めた対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 なお、農業者年金基金又は農地中間管理機構が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、それぞれの定めるところによるものとする。